

別表六（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の9第1項若しくは第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成29年改正前の措置法第42条の9第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 工業用機械等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「差引改定取得価額¹⁰」は、措置法第42条の9第

1項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、

$$\text{「差 引 改 定 取 得 価 額 }^{10}\text{」} \\ 20\text{億円} \times \frac{(8) - (9)}{\text{一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額}}$$

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

4 「翌期繰越額27」の各欄の外書には、措置法第42条の13第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。

5 「機械設備等の概要」には、機械設備等が、工業用機械等に該当することの詳細を記載します。